

美らネット 24『信用取引規定』変更について

安藤証券株式会社

信用取引制度変更に伴い、美らネット 24 において、美らネット 24『信用取引規定』の変更を行います。

美らネット 24『信用取引規定』新旧対照表

下線部を変更します。

新	旧
第 2 条（信用取引口座設定の申込み） (1) お客様は、次の要件をすべて満たす場合に限り当社に対し美らネット24 信用取引口座設定の申込みを行うことができますものとします。 ① すでに美らネット24証券総合取引口座を開設していること。 ② 未成年でないこと、<u>及び</u>、原則として満70歳以上でないこと。 ③ お申込み時点での金融資産の額、資金性格等に鑑みてその投資目的が、信用取引の商品性に照らした上でお客様自身が適切であると判断された場合にのみ申込みを行うこと。 ④ 信用取引口座設定後の取引開始基準として、最初の信用取引の際にあらかじめ当社の定める一定額以上の現金又は有価証券の差し入れが必要であることを承諾していること。 ⑤ 信用取引のご経験、又は、株式投資のご経験が充分あり、かつ、信用取引に関する知識があること。 ⑥ 信用取引制度、信用取引のリスクを理解し、本規定、「信用取引口座設定約諾書」及び「契約締結前交付書面」の内容を承諾していること。 ⑦ インターネット利用環境が整っていること。	第 2 条（信用取引口座設定の申込み） (2) お客様は、次の要件をすべて満たす場合に限り当社に対し美らネット24 信用取引口座設定の申込みを行うことができますものとします。 ① すでに美らネット24証券総合取引口座を開設していること。 ② 未成年でないこと、<u>および</u>、原則として満70歳以上でないこと。 ③ お申込み時点での金融資産の額、資金性格等に鑑みてその投資目的が、信用取引の商品性に照らした上でお客様自身が適切であると判断された場合にのみ申込みを行うこと。 ④ 信用取引口座設定後の取引開始基準として、最初の信用取引の際にあらかじめ当社の定める一定額以上の現金又は有価証券の差し入れが必要であることを承諾していること。 ⑤ 信用取引のご経験、又は、株式投資のご経験が充分あり、かつ、信用取引に関する知識があること。 ⑥ 信用取引制度、信用取引のリスクを理解し、本規定、「信用取引口座設定約諾書」及び「契約締結前交付書面」の内容を承諾していること。 ⑦ インターネット利用環境が整っていること。

- ⑧ 電話及び電子メールにより、常に直接連絡が取れる状態であること。
- ⑨ 氏名、住所、電話番号、生年月日、職業（勤務先を含む）、電子メールアドレス等、当社の定める事項が正しく登録されていること。
- ⑩ 信用取引に関する事項について、法令に定める電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により通知することに同意すること。

(中略)

第5条（対象銘柄）

- (1) お客様が信用取引を行うことができる銘柄は、当社が別に定めるものとします。
- (2) 前項の規定に関わらず、金融商品取引所及び証券金融会社等が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄及び当社が信用取引の受託を停止する必要があると判断した銘柄については、お取引を制限又は停止できるものとします。

(中略)

第7条（委託保証金）

- (1) 委託保証金は、原則として信用取引の注文に先立ち、当社に差し入れるものとします。ただし、不足が発生した場合は、当社の定める期限までに差し入れるものとします。
- (2) 前項の委託保証金は、当社が別に定める範囲内で、当社が指定する有価証券（以下「保証金代用証券」といいます。）をもって、これに代えることができるものとします。

- ⑧ 電話及び電子メールにより、常に直接連絡が取れる状態であること。
- ⑨ 氏名、住所、電話番号、生年月日、職業（勤務先を含む）、電子メールアドレス等、当社の定める事項が正しく登録されていること。
- ⑩ 信用取引に関する事項について、法令に定める電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により通知することに同意すること。

(中略)

第5条（対象銘柄）

- (1) お客様が信用取引を行うことができる銘柄は、当社が別に定めるものとします。
- (2) 前項の規定に関わらず、金融商品取引所及び証券金融会社等が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄及び当社が信用取引の受託を停止する必要があると判断した銘柄については、お取引を制限または停止できるものとします。

(中略)

第7条（委託保証金）

- (1) 委託保証金は、原則として信用取引の注文に先立ち、当社に差し入れるものとします。但し、不足が発生した場合は、当社の定める期限までに差し入れるものとします。
- (2) 前項の委託保証金は、当社が別に定める範囲内で、当社が指定する有価証券（以下「保証金代用証券」といいます。）をもって、これに代えることができるものとします。

- (3) 保証金代用証券の委託保証金への換算については、当社が別に定めるものとします。
- (4) 建玉の一部又は全部を反対売買により決済約定後、決済した建玉に係る委託保証金を保証金勘定から引き出し、又は、他の新規建て取引の委託保証金に充当することができるものとします。
- (5) 反対売買による未受渡の決済利益は、委託保証金率を計算する場合には受入保証金評価額に含めるものとし、受渡日が到来するまでは保証金勘定からの引き出し余力計算から除外するものとします。

(中略)

第10 条（委託保証金の率及び最低保証金額）

- (1) 委託保証金の率は40%とします。その最低保証金額は30万円とします。
- (2) 委託保証金が前項の率もしくは金額を下回った場合保証金からお預り金への振替、新規の買建及び売建は行えないものとします。又、この場合、当社はお客様の取引注文を取消すか、又は、お預り金不足額を速やかにご入金いただくようお客様に請求することができるものとします。
- (3) 第1項の率及び金額は、金融商品取引所及び証券金融会社等の規制、制度の変更、又は、当社の判断によりすべて又は一部の対象銘柄について変更することがあります。

第11 条（委託保証金の維持保証金率）

- (1) 委託保証金の維持保証金率は30%とします。その最低保証金額は30万円とします。
- (2) 委託保証金の維持保証金率が30%を下回った場合、又は、委託保証金の額が30 万円を下回った場合は、お客様は下回った日から起算し翌々営業日

- (3) 保証金代用証券の委託保証金への換算については、当社が別に定めるものとします。

(中略)

第10 条（委託保証金の率及び最低保証金額）

- (1) 委託保証金の率は40%とします。その最低保証金額は30万円とします。
- (2) 委託保証金が前項の率もしくは金額を下回った場合保証金からお預り金への振替、新規の買建及び売建は行えないものとします。又、この場合、当社はお客様の取引注文を取消すか、または、お預り金不足額を速やかにご入金いただくようお客様に請求することができるものとします。
- (3) 第1項の率及び金額は、金融商品取引所及び証券金融会社等の規制、制度の変更、又は、当社の判断によりすべて又は一部の対象銘柄について変更することがあります。

第11 条（委託保証金の維持保証金率）

- (1) 委託保証金の維持保証金率は30%とします。その最低保証金額は30万円とします。
- (2) 委託保証金の維持保証金率が30%を下回った場合、又は、委託保証金の額が30 万円を下回った場合は、お客様は下回った日から起算し翌々営業日

の正午までに、当社が別に定める方法により、当社に対して、前条第1項に定める委託保証金を維持するために必要な額以上の追加保証金差し入れ、又は、建玉の一部又は全部の反対売買を当社からの請求の有無に関わらず、行うものとしします。

- (3) お客様が前項の所定の日時までに前項に定める追加保証金差し入れ義務の解消ができない場合は、お客様は当然に期限の利益を失い、当社はお客様に通知することなく、お客様の口座における全信用建玉を当社の任意でお客様の計算において反対売買をすることができるものとしします。
- (4) 前項の反対売買により損失及び不足金が発生した場合には、お客様の保証金代用証券をお客様の計算において任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとしします。
- (5) 前項の債務の弁済に充当した結果、残債務がある場合、お客様は当社に対し速やかに残債務の弁済を行うものとしします。
- (6) 未約定の取引注文が全数約定することにより、お客様に対して追加保証金の請求が必要になるおそれがあると当社が判断した場合、当社はお客様の取引注文の取消を行うことができるものとしします。
- (7) 当社がお客様との連絡が不可能となった場合、当社はお客様の取引注文を制限できるものとしします。
- (8) 第1項の維持保証金率は、金融商品取引所の規制若しくは制度の変更、又は当社の判断によりすべて又は一部の対象銘柄について変更することがあります。

(中略)

第22 条（信用取引利用の禁止・口座解除）

- (1) お客様が、関係法令諸規則、当社各規定、本規定、「信用取引口座設定

の正午までに、前条に定める委託保証金の率を維持するために必要な額以上の額の追加保証金を、当社からの請求の有無に関わらず当社に差し入れるものとしします。

- (3) お客様が第2 項の所定の日時までに追加保証金を差し入れない場合は、お客様は当然に期限の利益を失い、当社はお客様に通知することなく、お客様の口座における全信用建玉を当社の任意でお客様の計算において反対売買をすることができるものとしします。
- (4) 前項の反対売買により損失及び不足金が発生した場合には、お客様の保証金代用証券をお客様の計算において任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとしします。
- (5) 前項の債務の弁済に充当した結果、残債務がある場合、お客様は当社に対し速やかに残債務の弁済を行うものとしします。
- (6) 未約定の取引注文が全数約定することにより、お客様が追加保証金の差し入れを必要とすると当社が判断した場合、当社はお客様の取引注文の取消を行うことができるものとしします。
- (7) 当社がお客様との連絡が不可能となった場合、当社はお客様の取引注文を制限できるものとしします。
- (8) 第1項の維持保証金率は、金融商品取引所の規制若しくは制度の変更、又は当社の判断によりすべて又は一部の対象銘柄について変更することがあります。

(中略)

第22 条（信用取引利用の禁止・口座解除）

- (1) お客様が、関係法令諸規則、当社各規定、本規定、「信用取引口座設定約

約諾書」又は「契約締結前交付書面」に定める事項に違反した場合、その他やむを得ない事由が生じた場合には、当社は直ちにお客様の信用取引の利用の禁止又は信用取引口座を解除することができるものとします。この場合、お客様は、当然に期限の利益を失います。

(2) お客様が当社所定の用紙に必要事項を記入のうえ信用取引口座の解除を申し出た場合、信用取引口座は解除されます。ただし、お客様の信用取引に係る未決済の建玉が残存する場合にはこの限りではありません。

(3) お客様が全建玉を反対売買又は品受若しくは品渡をされてから新たな信用取引を行わない、若しくは信用取引口座を開設されてから信用取引を行わないまま6ヶ月を経過した場合、当社は信用取引口座を解除できるものとします。

(4) お客様の所在及び連絡先等が不明となり、お客様への連絡を行うことができなくなった場合、又は、電話番号の変更、電話回線の休止及び回線種別の変更等によりお客様との電話連絡が不可能と当社が判断した場合、当社は直ちにお客様の信用取引口座の利用を禁止又は解除することができるものとします。

(5) お客様が亡くなられた場合、又は、今後当社での信用取引口座の利用が困難であると当社が判断した場合、信用取引口座は解除されます。ただし、お客様の信用取引に係る未決済の建玉が残存する場合にはこの限りではありません。

(6) 前各項に基づき、信用取引口座が解除された場合、第19条のMR F取引約款に基づく取引は再開されるものとします。ただし、信用取引口座と同時に証券総合口座も閉鎖する場合はこの限りではありません。

(7) 前各項に基づく解除手続きのために、当社はお客様の取引注文を任意で取消を行うこと、又、一時的にお客様の取引を制限することができるものとします。

諾書」又は「契約締結前交付書面」に定める事項に違反した場合、その他やむを得ない事由が生じた場合には、当社は直ちにお客様の信用取引の利用の禁止又は信用取引口座を解除することができるものとします。この場合、お客様は、当然に期限の利益を失います。

(2) お客様が当社所定の用紙に必要事項を記入のうえ信用取引口座の解除を申し出た場合、信用取引口座は解除されます。ただし、お客様の信用取引に係る未決済の建玉が残存する場合にはこの限りではありません。

(3) お客様が全建玉を反対売買又は品受若しくは品渡をされてから新たな信用取引を行わない、若しくは信用取引口座を開設されてから信用取引を行わないまま6ヶ月を経過した場合、当社は信用取引口座を解除できるものとします。

(4) お客様の所在および連絡先等が不明となり、お客様への連絡を行うことができなくなった場合、又は、電話番号の変更、電話回線の休止および回線種別の変更等によりお客様との電話連絡が不可能と当社が判断した場合、当社は直ちにお客様の信用取引口座の利用を禁止または解除することができるものとします。

(5) お客様が亡くなられた場合、または、今後当社での信用取引口座の利用が困難であると当社が判断した場合、信用取引口座は解除されます。ただし、お客様の信用取引に係る未決済の建玉が残存する場合にはこの限りではありません。

(6) 前各項に基づき、信用取引口座が解除された場合、第19条のMR F取引約款に基づく取引は再開されるものとします。ただし、信用取引口座と同時に証券総合口座も閉鎖する場合はこの限りではありません。

(7) 前各項に基づく解除手続きのために、当社はお客様の取引注文を任意で取消を行うこと、又、一時的にお客様の取引を制限することができるものとします。

(以下 省略)

付則

この改正は、平成25年1月4日から 施行する。

(以下 省略)